

高座清掃施設組合議会会議録

平成27年第1回臨時会

平成27年6月23日

高座清掃施設組合議会第1回臨時会会議録

平成27年6月23日（火）午前9時58分、高座清掃施設組合議会第1回臨時会を高座清掃施設組合第二清掃処理場会議室に招集した。

1 出席議員 14名

伊 田 雅 彦 君	加 藤 陽 子 君
安 藤 多 恵 子 君	守 谷 浩 一 君
上 田 博 之 君	藤 澤 菊 枝 君
内 山 恵 子 君	松 本 正 幸 君
青 柳 慎 君	山 口 良 樹 君
池 田 徳 晴 君	日 吉 弘 子 君
沖 永 明 久 君	久 保 田 英 賢 君

2 欠席議員 1名

笠 間 昇 君

3 付議事件

日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について(周辺環境整備事業)

日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について(新ごみ処理施設整備・運営事業 設計建設工事)

日程第7 議案第4号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

4 説明のため出席した者 11名

組 合 長 内 野 優	専 任 参 事 芳 賀 順 一
副 組 合 長 笠 間 城 治 郎	参 事 兼 建 設 推 進 室 長 小 野 沢 直 仁
副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	施 設 課 長 守 屋 昌 治
会 計 管 理 者 木 村 洋	総 務 課 長 補 佐 鈴 木 茂
事 務 局 長 清 水 孝 之	総 務 課 建 設 推 進 室 主 幹 吉 川 浩
次 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱 志 村 裕 之	

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 二見 宏 二 総務課技術員 菊地 康之
総務課主査 亀岡 幸治

6 会議の状況 (午前9時58分 開会)

◎議長（伊田 雅彦君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成27年第1回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。

〔組合長（内野 優君） 自席〕

◎組合長（内野 優君） おはようございます。議員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しいなか、平成27年第1回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本年3月の第1回定例会で、新ごみ処理施設整備・運営事業における受注者の決定についてご報告させていただきました。

その後、受注者で、代表企業の「三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社」と契約のための協議を重ねて参りました。

その結果、代表企業及び協力企業等7社と、本事業を推進するに当たっての合意事項を確認した「基本協定書」、これら代表企業等8社に処理施設の運営に当たる企業を加えた9社と、本事業を円滑に実施するため各企業の役割と責任を明確にした「基本契約書」、三菱・フジタ共同企業体と、敷地造成及び施設の設計・建設工事について定めた「設計建設請負工事仮契約書」の3件を先日、締結したところでございます。

本日上程いたします案件は、焼却施設である高効率ごみ発電施設及び粗大ごみ処理施設であるマテリアルリサイクル施設の工場棟と啓発施設であるプラザ棟の合築による工事請負契約の締結でございます。

議決いただいた後、施設建設を進めてまいります。安全・安心な循環型社会形成に寄与するごみ処理施設となるように努めてまいります。そのため、受注者に対して、これからの設計・建設及び運営期間を通して、要求水準書に記載された事項はもとより、事業提案にあった内容を具現化するように協議を重ねてまいります。地元の

皆様にはご理解とご協力をお願いするとともに、地元の期待にお応えできる施設づくりに邁進してまいります。

議員の皆さまにおかれましては、各議会の全員協議会において進捗状況を報告することといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の提案は、報告事項1件及び議案として、「工事請負契約の締結について」また、「高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」の2件でございます。

ご審議のほどお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定について を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において池田徳晴議員、松本正幸議員を指名いたします。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

2番 安藤多恵子議員、3番 上田博之議員、4番 内山恵子議員、5番 笠間昇議員、6番 青柳慎議員、以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に、日程第4 副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田 雅彦君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田 雅彦君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に青柳慎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました青柳慎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田 雅彦君) ご異議なしと認めます。よって、青柳慎議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました青柳慎議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは副議長に当選されました青柳慎議員に就任のごあいさつをお願いします。

[副議長(青柳慎君) 自席]

◎副議長(青柳 慎君) ただ今、伊田議長よりご指名いただきまして、副議長の職につきました青柳でございます。議員の皆様のご協力を賜りまして、議長の補佐役として努力して参る所存でございます。どうぞよろしくをお願いします。

◎議長(伊田 雅彦君) ありがとうございます。

次に、組合長より本臨時会に上程される案件の説明を求めます。組合長。

[組合長(内野 優君) 自席]

◎組合長(内野 優君) 本日、ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

始めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について(周辺環境整備事業 設計建設工事)は、平成26年度一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰越したことについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結について(新ごみ処理施設整備・運営事業 設計建設工事)は、新ごみ処理施設整備・運営事業について、高座清掃施設組合議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため提案するものでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、議案第4号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、前監査委員の青柳愼委員の任期満了により欠員が生じ、新たに選任したためでございます。

詳細につきましては、後ほどご説明申し上げます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして一括説明を終わります。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（周辺環境整備事業）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長（清水 孝之君） 自席〕

◎事務局長（清水 孝之君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（周辺環境整備事業）についてご説明申し上げます。

議案書の4、5ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度高座清掃施設組合一般会計予算の繰越明許費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由は、用地交渉等に不測の時間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定したものでございます。

5ページをご覧ください。

平成26年度高座清掃施設組合繰越明許費繰越計算書でございます。

5款土木費1項都市計画費 周辺環境整備事業でございます。

金額は、1億9,303万3,000円で翌年度繰越額は1億9259万8,000円でございます。

財源内訳は、組合債が1億4,470万円、一般財源が4,789万8,000円でございます。

平成27年第1回定例会におきまして、平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）に繰越明許費としてご決定いただいたものでございます。

報告は、以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 報告第1号は、地方自治法施行令の規定による報告であり

ますので、ご了承願います。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について（新ごみ処理施設整備・運営事業 設計建設工事）を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長（清水 孝之君） 自席〕

◎事務局長（清水 孝之君） 議案第3号 工事請負契約の締結について（新ごみ処理施設整備・運営事業 設計建設工事）についてご説明申し上げます。

議案書の6、7ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきましては、先程組合長が申し上げたとおりでございます。

契約の目的でございますが、新ごみ処理施設整備・運営事業 設計建設工事でございます。

契約の方法は、総合評価一般競争入札でございます。

契約の金額は、175億6,080万円でございます。

契約の相手方は、三菱・フジタ特定建設工事共同企業体

代表者 神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株) 代表取締役 土井亨

構成員 神奈川県横浜市中区尾上町5丁目78番地

(株)フジタ 横浜支店 執行役員支店長 喜田克英 でございます。

なお、議案書7ページに、参考資料としまして、新ごみ処理施設整備・運営事業 設計建設工事概要を添付させていただいておりますので、ご高覧いただきまして、ご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

◎議長（伊田 雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本正幸議員。

◎議員（松本 正幸君） おはようございます。4点聞きたいと思います。最初、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)は、三菱重工(株)の100%の子会社です。親会社である三菱重工(株)は、過去において2010年11月に不正談合入札で課徴金の納付を命じられていますし、1998年に高知市が、新清掃工場本体整備工事の入札で、落札した三菱重工(株)は談合をして、高知市は、三菱重工(株)を提訴して、解決金として三菱重工(株)が高知市に24億円支払った事例もあります。

今回、新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書では、入札参加者の参加資格要件⑤として、ダイオキシン類対策特別措置法施行後に稼働している焼却施設で、1炉あたり1日100トン以上の処理能力かつ2炉以上で構成される一般廃棄物処理施設の設

計・建設実績を有し、かつ、その実績は、平成25年以前の循環型社会形成推進交付金交付要綱による高効率ごみ発電設備または高効率ごみ発電設備相当の設備を設置した施設の設計、建設実績であることを定めています。今回の落札企業である三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)は、この実績要件に満たしているのかどうか最初に伺います。

2点目として、総合評価一般競争入札での項目で非価格要素の価格概要の中に、「社会的責任」に関する項目がないようなのですけれど、大変重要な評価基準となると思いますけれど、それはどう考えているのか伺います。

つづいて3点目です、2014年3月の三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)東北支店は、試運転していた青森市の可燃ごみ処理施設 新清掃施設ですね、燃焼溶融炉のダクト点検口から熱風が出て、いずれも青森市の27歳と44歳の男性作業員が腕に軽いやけどを負ったということです。命には別状ないということとありますけれど、実績において、正式引渡後に設計・施工に起因する「死傷者を生じた事故」、「3カ月以上の長期停止を要する事故」、「重大な損害を与えた公衆災害」を有しないこと。とあります。

高座清掃施設組合の入札参加資格要件の規定に抵触するのではないかと思いますけれど、その点を伺います。

最後4点目は、建設費の他市との比較についてでございます。秦野クリーンセンター200トンのストーカ炉、2炉、94億円。長崎市の清掃工場240トン ストーカ炉、2炉で128億2千万円。高座清掃施設組合245トン、ストーカ炉2炉でマテリアルリサイクル施設・粗大ごみ処理が14トンで175億6千万です。

同じDBO方式で高座とほぼ同じ規模ですが、秦野市と長崎市に比べて値段が高いと思います。その4点を伺いたいと思います。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） 1点目の質問でございますが、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)は三菱重工株式会社との間で平成20年2月6日付で事業継承の「分割契約書」を締結してございます。これによりますと、三菱重工株式会社の事業であった廃棄物処理装置事業（都市ごみ焼却炉）に関する権利義務を分割して承継させる規定となっております。また、「承継する契約関係」の規定では、過去からの一切の契約上の地位、権利義務を継承するとなっております。

ただし、「発注者に対して負う契約上の債務のうち、ごみ焼却施設独占禁止法違反被疑等事案をその債務の発生の理由とするもの」を除くと規定されてございます。

こちらは、当組合の顧問弁護士へも相談しまして、法的に問題ない契約書であるとの確認もできております。

これにより落札者でございます三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)には入札参加資格はあるとの結論に至っております。

2点目の非価格要素審査項目に「社会的責任」という項目がないのはどうなのか。という質問だと思いますが、非価格要素審査項目につきましては、技術的提案における優劣を審査する項目でございます。

また、この項目はすべて施設整備検討委員会の中で検討された結果でございます。

当組合事務局は、項目決定に関与できないものとなっております。以上でございます。

3問目につきましては、鈴木の方から。

◎議長（伊田 雅彦君）総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君）率直に申し上げまして、資格はあるという判断でございます。

2014年の事故につきましては、入札結果そのものが出ておりますので、それをもちましてさかのぼってということは不可能かと考えてございます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君）参事兼建設推進室長

◎参事兼建設推進室長（小野沢 直仁君）工事費につきましては、廃棄物処理施設の運営事業の場合は契約者となるプラントメーカーの高度な技術・ノウハウ・先進性・独創性の高いアイデアが種々様々でございますので、実施設計や歩掛り等を用いました積み上げ積算は困難でございます。この為当組合では、稼働実績や排ガス等公害防止の条件を定めた技術提案や参考見積もりを入札に参加する可能性のあるプラントメーカーから、計画策定時に得ました。また環境省の各団体に、契約額等を記載した公開情報データベース及び造成工事の一部を当組合で積算し、予定価格を事前公表を致しました。

この予定価格策定時は、3処理方式での積算であり、多数の参加者を募る為また物価上昇分を見込んでおり、価格においては少し高めの設定でありました。

なお、入札価格については多少高めかもしれませんが、オリンピック等による人件費や、資材の高騰により他団体に比べて、多少高かったのかもしれませんが、焼却施設分はトンあたり5千万円を少し超えたくらいの金額なので、全国に比べますと、一般的な金額だと推測しております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君）松本正幸議員。

◎議員（松本 正幸君） 1点目は、何ら問題ないということです。例えば、三菱重工(株)と親会社・子会社の関係でいいますと、通常は密接な関係である。我々一般的に考えるわけです。

例えば、親会社に不正があつて切らずに新たに生まれ変わる都合のいいような話ですが。

具体的には、グループ全体の企業として社会的責任があるのではないかと思つて。その辺は、いかがでしょうか。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)につきましては、三菱重工(株)という大きな会社のなかで、環境部門をグループ会社として、受けたということで、親会社・子会社というよりも、環境部門について別会社として事業継承したと考えてございます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 松本正幸議員。

◎議員（松本 正幸君） はい、わかりました。2点目として、総合評価の中の「社会的企業倫理」が入っていない。特に倫理的な部分がとんだということ。

企業倫理・社会的責任というのは、どこでどう判断しているのか。お願いします。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） 社会的責任ということになりますと、先程もお答えしましたが、入札参加資格の段階で、もし問われるのであれば、問題にすべき物と考えております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 松本正幸議員。

◎議員（松本 正幸君） はい、わかりました。3点目の質問に入りますけれど、実際このような事故を起こした企業に、設計・建設で安全性や運転の安定性は確保できるのか。それは非常に心配されることだとは思うのですが。事務局としての認識を伺いたいと思います。

◎議長（伊田 雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢 直仁君） 先程も申しましたとおり三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)は3機種のうち、ストーカ炉で提案をされました。

先程、議員さんが言われたとおり、事故が人為的なもので熔融施設から起きたものなので、資格審査上はストーカ炉で審査しましたので、なければ越したことはないのですが、ダイオキシン類恒久対策以降、ストーカにおいて三菱さんは、誠意をもって行なっているのです、その点を契約担当は審査したので、問題はないという発

言となりました。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 松本正幸議員。

◎議員（松本 正幸君） それでは最後の質問になりますけれど、4点目なのですが、建設費1トンあたりを換算すると、秦野市の1.5倍、長崎市の1.3倍になると思います。あくまでも同じストーカ炉で、DBO方式。処理能力もさほど違いがない。それでも金額これだけ上がるということは、特別な施設・技術というのは、大体どういうのがあるのですか。

◎議長（伊田 雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢 直仁君） 技術的な問題もそうなのですが、二酸化炭素の排出量削減、低空気比燃焼で各社技術的なシステムをもってありますが、そこら辺が評価されたとともに、発注時期によって物価とか、我々の時期にはオリンピック関連で各団体において不調とかそういう時期になっておりましたので、価格が多少他団体に比べて、高くなったと推測されます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はありませんか。加藤陽子議員。

◎議員（加藤 陽子君） 3点程伺います。1点目は、運営を民間に委託するという事で、議会で出て来る予算や決算で費目が今までと変わるかどうかをお伺いします。

2点目が焼却灰のことなのですが、現在は流動床炉、新炉がストーカ炉ということで、焼却灰の質や量が変わってくると思うのですが、現在の受け入れ単価等とどの様に変わっていくのか伺います。

最後に3点目が煙突の高さについて伺います。参考資料によると、59メートルということで現在と同じ数字かなと思っているのですが、煙突というのは色々見てもっと低い44メートル位から200メートル超えるものまで様々あるようなのですが、そうした中で59メートルというのは、結構多い事例のようにも伺いました。しかし、最近では100メートル位のものも増えているということで、そうした中で各地色々な議論が起きているのを見聞きました。

高座の施設検討する所にも資料として出ていました。

調布・三鷹等で行なっている富士見清掃組合などでも市民の検討会で、煙突の高さが議論となって、100メートルになったというお話を聞いたり、今度2年後に稼働予定の武蔵野クリーンセンターでも合同意見交換会でも、かなり詳細な議論が行われていたり、また最近では八王子に出来る新施設で、2月の検討会であったということでは、お話があつて100メートルになったとか、東京日野市で今年の3月に基本

設計書が出来て、59メートルと検討の上なったけれど、地元の方と話したら、色々検討されてということで89メートル以上にするという変更がされているというお話しも聞いております。

煙突というのは高くするほど、排ガスを希釈して害的なもの影響を弱くすると思うのですが、その反面高くすることでコストがかかったり、景観の問題や様々な問題が生じると思いますので、そのバランスを各地で議論されているかと思うのですが、高座の技術検討委員会や事業者選定委員会等様々な会議の場で、どのような議論がされたのか、その辺の所を伺いたいと思います。

あと、白煙防止装置というのが、付けられる所もあればお金がかかるから不要じゃないかと市民検討会で、なくす事になったと聞きますが、今回のものはついているのか。煙突の事については2点伺いたいと思います。よろしくお願い致します。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） 1点目の運営が民間になった時にどう変わるのかといった部分でございますが、直営と業務委託という形になりますので、直営でやっている場合についてはその施設の維持・補修費関係、それと維持補修にかかる消耗品、薬品や電気料とかが業務委託で管理・運営一式になりますので、そちらのほうの部分が全て、運営委託という形になりますので、維持補修費、整備費用、点検費用、薬品関係の部分が当然なくなって、管理・運営委託という委託料に変わると思っています。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢 直仁君） 2点目、3点目について私のほうから答えさせていただきます。焼却灰の資源化につきましては、単価については3社ありますので、ここで価格を言うわけにはいかないのですが、現在と遜色ない金額でございます。

また資源化の方法につきましては、ツネイシカムテックス埼玉は、焼却灰を焼成して、焼成物を粉碎等を行い人工砂として、製品化いたします。

あとメルテック株式会社と中部リサイクル株式会社は、今までどおり熔融してスラグとして製品化し、道路の路盤材等に使用いたします。

焼却灰の量についてなのですが、低空気比燃焼技術と説明したのですが、焼却炉に供給する燃焼空気を低減することによって、燃焼排ガスを減らし、ボイラーの効率をはかるもので、ここに付随する排ガス量も低減することで、同伴する煤塵ですね。この量も削減されるので、焼却灰になる量が減ります、システムの

に。

それと同様に、3点目の白煙防止についてですが、白煙防止を付けますと、蒸気を温めたりするので、発電効率が下がります。

当組合としては、発電効率を上げる為に要求水準の時から、設置しないということとなっております。

あと煙突の高さ59メートルですが、ここの上空は飛行機が通過します。

アセス関係でも、59メートルあれば、排ガスが空気で希釈されて高いほど薄まるというようなシステムなので、そのような事を委員会では協議して59メートルとなりました。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 加藤陽子議員。

◎議員（加藤 陽子君） ありがとうございます。煙突のことだけ1点お聞きしたいのですが、事務局の提案が59メートル現状で、に対しての委員さんの意見がいまの答弁だったと受け取っていいのかどうか。様々な他の意見も出たのかどうかお聞きしたいと思います。

◎議長（伊田 雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢 直仁君） そのとおりで色々な議論はありましたが、ここの地区には厚木飛行場がありまして、飛行機がここの上空をかなり通る。60メートルになりますと、相模原市さんの付いている灯りの部分ですね。（航空障害灯）あれを煙突の上部につけないといけない。環境影響評価上も59メートルあれば着地地点においても、ダイオキシン類その他公害防止規定は、確実にクリアするというような見解がございまして、議論は1回で済んだわけではないのですが、59メートルで我々の要求水準どおりとなりました。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はありませんか。沖永明久議員。

◎議員（沖永 明久君） 今回ストーカ炉と灰資源化の方式を採用したことについては、私は比較的適正な選択であったのではないかと考えておりますが、その上で伺いたいのは、契約の時期の問題について伺いたいと思います。今後7月に廃掃法に基づいての正式名称、私手元に持っておりませんが、環境アセスである生活環境の保全に、絡んだ5項目。

今回高座清掃に関しては、法律で定められたもの以上の組合長が従来おっしゃってございました県アセス並みの環境影響評価を行いたい。ということで評価項目を増やして行われて、公告・縦覧が7月に行なわれるとお聞きをしております。

我々もまだ契約の議案の審査にあたって、こういった環境に与える影響があるの

か。おそらく影響に関しては少ないだろうとは予想されますけれど、現実にはその事の内容を知らなくて、いま議決の議案が提案されている。

本来からすると、時期は生活環境に関する影響は、どの程度なのかということが、公告をされ、三市の住民の皆様もそのことを閲覧することが出来、議員の我々も見る事が出来、その上で工事に関する議決案件を提出するというのが本来の筋ではないかなと私は思うのですが、あらためてその点についてどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） ただ今の沖永議員のご質問にお答えさせていただきます。生活環境影響調査の縦覧ということで、現在予測評価表が完了いたしまして、神奈川県環境調整課に提出してございます。

現在確認をさせて頂いておるところでございます。縦覧期間というのは、今月の末位には、県の確認がおりて、7月位からひと月かけて縦覧を始めたいと考えておるところでございます。

その後、2週間程度の意見書の提出期間を設けて、完了となる予定で進めております。契約の時期が6月のここでの時期が早いのではないかとございませぬ。

本来ですとその時期に合わせて、やったほうがいいのではないかとございませぬが、私どもとしましては、選定のことがかかなり遅れてきているという事もありますし、なるべく早めにこの事業に入っていきたいということもございませぬ、3月に選定し、6月議会に諮るのがよい時期ということで、今回判断させていただいたところでございます。

多少、生活環境影響調査との差はあるかと思いますが、この時期に考えておるところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 沖永明久議員。

◎議員（沖永 明久君） 率直に言ってすごく残念なのです。先程冒頭申し上げましたとおり、今回の選定にあたっては、比較的、私の意見ですよ、私の意見としては適切な選定をされたなというふうに思っている上に、しかも今回法律で定められている以上の環境影響調査を行なって、それを高座清掃施設組合の姿勢としてやってきたわけですよ。

最後に私思うのは、そこでこれを契約が終わって、その後に公告・縦覧となれば、私はそうは思いませんけれども、要するに結局、影響評価アリバイだったのか

言われ兼ねない。やり方として率直に申し上げて、ちょっと順序が逆だし、だからこそこういった形式というのは大事な話。信頼を得る為にも大事な話。その点を非常に残念に思うし、出来れば、私も議案をもらったのが一昨日ですし、説明を受けたのが一昨日ですし、かつもう提案していることなのですから、私としては今一步、この議案に関しては、再検討をすべきではないのかなと思いますが、最後組合長に。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には、ストーカ炉、色々な処理方式がある程度確立されている、その中で今回の沖永議員が評価されたストーカ炉と灰資源化の方式で、今回の選定をしました。

手続き上の問題で、生活環境評価を県アセス並みの公告を設けてやっていく、そういう縦覧期間は、言われるとおりの形がベターだったかもしれませんが。しかしながら、私共今後、公告・縦覧した段階でどういう意見やどういう評価・調査が出てくるか、それに対してどうやって取り組むかというのがひとつの問題だと私は思っています。なぜかといいますと、焼却方法はある程度確定したわけです。それに対して生活環境における影響はどう出て来るのか。あるいはどういった意見が出てくるのか。それについての対応することが、やっぱり大きな責務だと思っています。

手続き上ある程度、今までのパターンでいくとそっちの公告・縦覧を先にしたほうが、形式的にはよかったかもしれませんが。これは言われるとおりの形かもしれない。しかし、私共焼却場の選定が若干遅れたきたということと、やっぱり早く新しい、地元との約束の中で、いわゆるこういう形を一步一步積み重ねてまいりたい。

そういった部分では、出来るだけ早く安全・安心な焼却施設、歓迎される施設を作っていくというのが、目的でありますので、そういった部分の意見や評価・調査で出てきたことについては、しっかりと取り組んでいくという形で、お許しをいただきたい。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑ありませんか。守谷浩一議員。

◎議員（守谷 浩一君） 先程、海老名の松本議員の答弁に向けて、追加で伺いたいと思うのですが、不正談合入札のお話がありましたが、その対象になっている所が94年、平成6年から98年というところでありまして、同じ三菱重工と共に、日立造船なのですね。賠償金を命じられているのが。

その先程お話がありました秦野クリーンセンターの費用の所で行われてきたけれ

ど、ここの受注がその日立造船2010年4月であります。それで、日立造船さんは課徴金命じられましたけれど、こういうふうに受注が出来たわけなのですね。

長崎の方の三菱重工環境・化学エンジニアリングは2013年9月に受注されておりまして、2016年10月に開始予定ということなので、こういったその元々課徴金を命じられたところであっても、もうそのあと受注が出来るところになっているので、例えば高座の顧問弁護士さんに確認をしたというお話しがありましたけれど、こういった文面で規定されているのか。

例えば、何年経ったら入札参加対象になるのか、ならないのかといったことであれば、それを伺いたいと思います。

それと高座清掃施設組合の新ごみ処理施設整備・運営事業の中で、入札参加資格要件等に関わる質問が出ていて、回答が出てアップされているのですが、いずれも最後に聞くところが、元請け実績との考えでよろしいですかと聞いているのがあるのですね。これに対して回答では、「入札公告の記載のとおりであります。」

つまり本施設の設計・建設業務に担当する企業ということに規定されていると。

この内容からいけば、元請け実績を考えられるわけですが、先程の2010年に課徴金を命じられていく前に、平成20年ですかね2008年に分割承継されているという事との兼ね合いで、元請け実績でいいですかという質問に対しての回答と分割承継された兼ね合いをどういうふうに理解したらよろしいのかを伺いたいと思います。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（伊田 雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 先程事務局長の答弁にもありましたけれども、私どもの確認した事項に関しましては、2点ほどございます。

議員さん今おっしゃったような所なのですが、元請けの実績をもってそれが正当なものかという確認ではなくて、私どもが確認したものは、分割契約書が有効なものなのか、それによって三菱重工（株）から三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に事業の契約実績一切のものが継承されたと、その契約書から読み取れるのか。その事を確認させて頂いたということでございます。

それをもちまして、私どもは三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が実績がある、継承されたものと判断して、入札資格を合格させたものでございます。以上です。

顧問弁護士に示した内容というのは、分割契約書を見せたというものは、実績が正しいのかどうかという判断を仰いだわけではありません。

過去の談合疑惑があったからといって、その子会社である会社が資格がないかどうかを仰いだわけではございません。

◎議長（伊田 雅彦君） 守谷浩一議員。

◎議員（守谷 浩一君） ありがとうございます。確認ですけれど日立造船等のお話しもありますように、談合疑惑が過去にあったからといって、入札参加資格要件がなくなるわけではないのかと思うのですよ。そのことについて高座の中で、今回の入札説明書や要求水準書やそういった所に規定があるのか。例えば高座の一般的な入札関係全般的に、過去にこういった問題あったら何年位たてば、そういったものは、なしにするとか該当するようになるというものがあれば、それを伺いたいのですけれど。1問目でそこ聞いているのですけれど。

そういった入札参加要件のところの文書ですとか、高座の一般的なところ聞いているのですけれど、どうぞお願いします。

◎議長（伊田 雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 私共の要綱設定に、高座清掃施設組合競争入札参加停止等措置要綱というものがございます。

この規定の中に、その会社等が違反をした場合、細かく停止理由をそれぞれ要件ごとに、何年何月の停止期間を設定するというものを設けてございます。

議員さんおっしゃったとおり、わたくしどもがここで主張させて頂いているのは、親会社が違反をしたからといって、100パーセント出資の子会社まで影響が及ぶという事は、ございませんという説明をさせて頂いております。

単独で、入札した会社自身の資格をもって、入札資格があるかどうか判断をさせて頂いておるところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に、山口良樹議員。

◎議員（山口 良樹君） 私のほうから2点程お尋ねしたいと思います。

私は今回の三菱さんに、機種が選定されたというご報告を3月に受けた時に、選定委員会で専門家の皆さんが熟慮して選定なされた機種でありますから、それを十分尊重し、信用しております。しかし地元の皆さんもそうかと思いますが、他の議員も三菱重工さんの今回のご提案がどんなものなのか、どういう利点が他の提案者よりも勝ったのか。

その辺の所を十分熟知をした上で、この契約に望むべきだという考え方だと思っております。

そこで局長さん並びに次長さんに対して、この三菱重工さんからの提案そういった

ものの詳細について、資料を出して頂きたい。こういう申し出をさせて頂きました。もちろん地元の方も要求させて頂きました。

しかしその時の対応というのは、企業秘密等の特許的な事、これは企業としてオープンには出来ないものが多分に含まれるので、それはすぐさま公開することは出来ない。こういう話がありましたけれど、精査をした上で出来るだけ情報は提供致しますと言って、この6月議会まで何にも資料提供もなされていないというのが、現状にあります。

それを前提に、契約をしてくださいと言われても、非常に無理があるのですけれど、先程来からの質疑・応答を聞いておりました、疑念すべきところはありますけれど、これからの事を鑑みて、忠告したいと思っています。

なぜそういった情報の提供を今日に至るまで、して頂けなかったのかを1つ目の質問といたします。

それからもう1点お伺いいたします。

ストーカ炉に決定したことによって、地元本郷の皆さんが長年懸案になっています最終処分場の中に埋まっている焼却灰あるいはそういったものに対する対応というのが、組合長さんから地元の皆さんに「あれは長い間を掛けてでも、お金を掛けてでもあそこはきちんと処理をして、地元の皆さんにお返しをするのだ」というお話しが以前ございました。それを受けて今回の炉の更新にあたっては、その問題と併せて考えていた時期もありますけれど、時期が迫ってまいりました中で、その最終処分場の問題と新しい更新の問題とは切り離して考えるのだという立場に立ち至りました。

そこで今回ストーカ炉という機種が確定してしまった中で、地元の皆さんが考えていた最終処分場の処理の問題については、これシャフト式であれば工法で掘り起こして、再処理することが出来るけれども、ストーカの場合は出来ないということになります。そうすると選択肢がひとつなくなったということになるかと思えます。そこで改めてお尋ねをさせて頂きますが、地元の皆さんとの今までの歴史的な話し合いの中で、最終処分場の再処理に向けた考え方というものがひとつ選択肢がなくなったということを受けて、どの様にしていくのか、考え方を明確にお示しをいただきたいと思えます。

ちなみに組合長さんは今年の12月23日までが任期だと承知をしておりますから、それまでに地元の皆さんに、このように最終処分場については、考えていますという事が提案されるのかどうかその辺の事も併せて、お尋ねしたいと思えます。以上で

す。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） それでは1点目の提案書の開示にあたって、組合はどう対応するかということだと思います。

当組合が実施しました高座清掃施設組合の新ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、総合評価一般競争入札資格審査に、議決された事業提案書等の審査対象文書というのが、うちのほうの情報公開条例上の行政文書であることから、開示請求が請求者によって行われた場合につきましては、情報公開条例の7条の2号のAに該当しないことと思われることから、基本的には私どもも開示することとなると考えています。

しかし、この総合評価一般競争入札につきまして、提出された事業提案書類というのが、提案各社の技術・知見・ノウハウそして提案内容が理解しやすいよう工夫した資料等がその会社の経営資源を投入した企業秘密という資料ということでございます。この事業提案書が公開された場合には、競合他社に企業秘密情報を漏えいということになって、その会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を阻害されることから、ごみ処理施設建設に係ります事業提案書の公開というのは、どの自治体におかれましても、あまり行われていないというのが実情でございます。ただ当組合を始めとする各自治体としましては、情報公開条例に伴いまして、自治体の所有する行政文書については、原則公開とすることが義務づけられていることから、公表については非常に判断が難しくなっております。

そうした事で平成18年に国の環境省の大臣官房廃棄物リサイクル対策部より廃棄物処理施設の建設工事等の入札契約の手引きが刊行されまして、その中に入札から契約に至った後の評価結果や技術提案を改善過程等の公表について、お示しをされております。

公表の内容としましては、提案書の本体や改善過程の内の提案者の独自提案内容に関わる部分は、非公表としまして、技術提案の概要案や改善過程の内の改善要請や改善状況を公表するという事で、記載がされております。

提案者の知的財産保護の観点から、公表にあたっては提案者の了解を得て、行なうものとする。といった事が、示されております。

廃棄物処理施設建設につきましては、その企業独自の高度な技術の先進性、独創性の高いアイデア、営業用機密を含む等、企業活動にとって優良な情報であって、公表することによりまして、民間事業者の権利・競争上の地位、その他正当な利益を

害してしまうということがあるということでございます。

当組合では、そうした部分を考慮しながら、どこまで公表できるかということで、提案者と調整をしてくれております。

なんとか了解を得て、公表をしていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 最終処分場の関係は、今地元ともこのあいだお話しさせて頂きました。しかしながら私ども新焼却施設の関係で契約等がございますので、少し時間を頂きたいというお話しをさせていただきます。

なんとといっても私がこういう考え方だとか、任期があるからという話ではなくて、地元は地元の言い分がありますよね。高座清掃施設組合として、三市が共同でやっている組合でありますから、海老名がどうかとかそういう問題ではなくて、施設組合として、出来る事と出来ない事ありますので、十分地元と調整というか話を今後ともやっていく。それしか言えませんので、ご理解を頂きたいと思います。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 山口良樹議員。

◎議員（山口 良樹君） 今の局長さんからの答弁について追加でお尋ねしますが、たしかに企業さんですから、企業秘密というのは一般社会通念上よく我々も認識しております。しかしそれはあくまでも専門的・技術的な問題であって、我々が求めているのはそういう問題ではないのですね。

なぜ、この三菱重工さんが他の参加された三者の中で、この三菱さんが選ばれたのか、大きな利点というものを我々議員も地元の地域の方達も、その認識ぐらひは最低でももっておきたいという思いで、お尋ねをさせて頂いたのです。

例えばテレビを買うにしても、冷蔵庫を買うにしても、他のメーカーさんよりも、自分のメーカーの方がこういう所がいいですよというのをきちんとパンフレットに謳い、技術的な事についてはマニュアル本の中に、謳っているではないですか。そういうことを最低でも今回の機種選定にあたって、この三菱さんを選んだという事について、自信を持ってこういう所が他の2社より勝ったのだということをやっぱり地元にも、我々議員にもアピールをすべきだと思います。

たしかにメーカーさんにとってみれば、これは外部に漏れると自分達の営業能力というもの、あるいは技術的なものが漏れるということは、大きなリスクになるかと思いますが、我々はそんな所を求めているのではないとご認識頂いて、早く

情報を公開していただきたいと思います。

それで今、組合長さんからお話しがございました最終処分場のこの後の対応についてでありますけれど、ここで明確に最終処分場の自前での処理が出来なくなったということを鑑みて、やはり地元の皆さんというのは、海老名市内で、座間市内で、綾瀬市内で発生したごみというものは、この三市の中できちんと処理をしていこうと。未来永劫そういったことで他市の皆さんにご迷惑をかけるのは、よくないという考え方にたってもおります。

そういう意味で、この最終処分場の適正処理に向けた今後の対応というのは、地元の皆さんとの大きな約束事でありますから、それを是非履行して頂きたいと思います。以上で終わります。

◎議長（伊田 雅彦君） 久保田英賢議員。

◎議員（久保田 英賢君） 最後1点再確認なのですが、三菱重工環境・化学エンジニアリングで資格要件のお話がありました。

平成19年に重工から分社化されて、その事業継承されたということは、先程の説明でも承知しましたし、その実績等においても何ら問題ないということに関しても、確認しました。

その中で1点だけ、平成21年3月に三菱重工環境・化学エンジニアリングが有価証券の届出書、組織再編成に関して届出をされているのですが、この継承する契約関係に関して、弁護士さんのほうに確認されて問題なかったという解釈でいいかどうかの1点だけ確認します。

◎議長（伊田 雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐。（鈴木 茂君）久保田議員のご質問についてお答えいたします。

久保田議員のおっしゃった主旨は、談合における債務についてはどちらが責任をもつのか契約書上にどのようにうたわれていたかの質問かと思われませんが、それにつきましては、親会社である三菱重工が全ての責任を負うということが規定されておりますし、私どもも読み取れる。

またそれを弁護士さんにご相談したところ、そのような解釈で問題ないということで、私どもは結論に至ったということでございます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はありませんか。上田博之議員。

◎議員（上田 博之君） 初めての議会なのでピントの外れたところあるかもしれませんが、お許してください。3点程確認させていただきます。

まず1点目が今、久保田議員からお話しがありましたように、談合に関わる三菱重工

の実績がこの三菱重工環境・化学エンジニアリングに継承されていないことだと思うのですが、この承継されていない事業実績というのが何年から何年の三菱重工の施工実績にあたるのかどうかこの点を確認させて頂きたいと思います。

もう1点、長崎の清掃工場よりも高座清掃が1.3倍位の建設費になるとお話し先程ありましたが、長崎は同じ三菱重工環境・化学エンジニアリングが施工しているという中で、東京オリンピックのせいだけに出来るかどうかということ、長崎のこの施設と高座が予定して出来る施設の違いとか、そういったものを積み重ねて、検証されたのかどうか。その点の検証をされたかどうかの確認をさせて頂きたいと思います。

もう1点なのでありますが、今回議決案件として出されている建設関係の175億6080万円の契約についてなのですが、その後の運営・維持管理業務が委託で約140億円、20年間ということもありますけれど、こうした管理・運営に対しての議決がこの議会に、ないことの根拠について確認させて頂きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎議長（伊田 雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 実績についてのことだと思います。

三菱重工の何年から何年の実績ではなく、三菱重工の契約書によるところの都市焼却施設部門については、過去からの一切の実績契約についてを子会社である三菱重工環境・化学エンジニアリングに継承するとそのようになっています。

過去一切のものでございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢 直仁君） 二点目の長崎の件でございますが、たしかに物価が上昇だけとは限りませんが、私どもとしても長崎の細かい内容が、どうなっているかというのは、先程も申しました知的財産の件でわかりません。

ただし三菱重工さんは、長崎が地元なのでその分価格は下げたのかなど。

維持管理につきましては、私どもは20年間。長崎は15年間。という年度の差も含まれているかと思っております。

その件については、大変申し訳ございませんが私どもも長崎の詳細については、金額については存じておりますがわかりません。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） 3点目について答弁させて頂きます。

高座清掃施設組合の議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例

の第2条でございます。地方自治法上96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決に付さなければならない契約につきましては、予定価格1億5千万円以上の工事または製造の請負をすると条例に謳ってございますので、こちらの方で今回工事契約についてかけたところでございます。

維持管理契約につきましては、議決が必要じゃないとの判断から、しないということで予定してございます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 上田博之議員。

◎議員（上田 博之君） ありがとうございます。まず1点目の三菱重工からの工事実績の継承ですけれども、先程のご答弁では過去すべての実績を引き継ぐというふうにありましたけれども、ただ独禁法に関わる事業は継承しないというふうに、私の方は理解しているのですけれども、その点の理解が間違っているのかどうか、再確認です。もし私の理解が正しいのであれば、その期間がいつなのか先程お伺いしましたので、お答えいただきたいと思います。

それと長崎の建設費との違いについてですけれども、15年と20年の違いがあるとおっしゃいましたけれども、先程の比較したものは管理・運営に関する15年・20年ではなく、建設費だけの違いをお伺いしていますので、先程のご答弁のその部分は全くあっていないというふうに思います。

長崎市が三菱重工の本拠地であるというご説明は、お聞きしました。

一応私の方としては、類似の事例があれば、そういったものでしっかりと比較・検討して頂きたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

今後であっても一応検討いただけたらと思います。

それから、管理・運営に関する契約に関する議決については、議決の必要ないご判断されたということなのですから、なぜそういう判断をされたのかということをお聞きしています。

このDBOという形式は、新しい形式でこれまで予定していなかったような事態も生じているのではないかと思います。

このオペレーションの部分での、契約の形態のここだけの部分を取り出せば、指定管理者制度に通ずるものでありまして、そうした中では本来議決案件になるはずなので、それが今回ならないという事の根拠をお聞きしていますのでよろしく願いいたします。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） 3点目の関係で答弁させていただきます。

指定管理者の部分につきましては、議決案件ではないかということかと思えます。

地方自治法上の96条の11号こちらの方で、条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせるため、こちらの方では、議会に付して、議決してなければならないといったような議案出てございますが、今回公の施設といった文言の部分が、回答かと思えます。

こちらにつきましては、公の施設とは住民の福祉に増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設となっております。

そうしますと、私共の今回の焼却施設というものが、住民の利用に供する公共用財産施設ではなくて、みずから責務を果たすために、設置した公用財産という言い方になるかと思えます。そうなりますと公の施設といった住民の福祉増進を目的とした利用ではないということから、住民が直接利用するものではないということで、公の施設には該当しないものと考えております。

また私ども、指定管理者というよりも業務委託契約でもって行なう今回予定でございますので、指定管理者とは違った、指定管理者ですと収入が直に入ってくる部分もございませう。

業務委託契約については、歳入は私どもに入ってくるという形になりますので、そのところも指定管理者ではないと判断いたします。

◎議長（伊田 雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 先程の分割契約書についてお答えをさせていただきます。

期間を設けて三菱重工が、行った事業の実績が、三菱に残るそういう事ではなく、全ての廃棄物処理事業の実績がある三菱重工環境・化学エンジニアリングで承継されています。談合事件を起こした期間の実績を除くとかそういう事ではなく、除かれるものは、その談合事件によって起こされた債務の履行を親会社が持つ。子会社には実績のみを移行したということでございます。以上です。

◎議長（伊田 雅彦君） 上田博之議員。

◎議員（上田 博之君） 最後の実績のみを履行したという点についてですけれども、考え方としては、理解しました。ただ、そういうことを考えると、談合を起こしたような会社は常にその度に子会社を作っていけば、出来るという事になってしまうわけですね。

そういった意味で今回の三菱重工のやり方というのは、法の裏をかいたやり方ではないかという点をご指摘させていただきます。そういったものを今回高座として受け入れて

しまうということになることは指摘をさせていただきます。

それから、DBOのオペレーションのところの件ですけれど、公用財産ということをおっしゃいましたけれども、これまでの法律では公用財産まで民間に委託することは想定はされていなかったことじゃないかと思うのですね。

そういったことが今回行われる中で、法律が想定していない事態が起きているという中で、私が先程から指摘していますようなこういう運営に関する契約案件に関して、議決権が議会にないというような140億も掛かるような事業に対して、議会の議決権がないというおかしな現象が出ているのだと思います。そうした点でここも法律の抜け穴的なことが使われているのではないかというふうに思いますので、その事をどうこうという形で変えることは出来ないと思いますけれど、指摘をさせていただきます。以上です。

◎議長（伊田 雅彦君） 安藤多恵子議員。

◎議員（安藤 多恵子君） 色々な質疑がありまして、内容が理解出来ましたが、私からは2点申し上げたいと思います。

先程沖永議員から出されました契約の時期に関する件ですけれども、やはり私も生活環境影響調査の結果を踏まえて契約の時期を考えて、しかるべきであったと思っております。

ステップをきちんと踏んで頂くということが、よりスマートであったのではないかと思います。これは指摘をさせていただきます。

それからもう1点は、確認なのですけれどもこの施設は地域に開かれたもの、また防災拠点となる施設ということで、地元の方も地域の方も大変喜ばれる施設であると思っております。例えば地震等災害が起きてきた時に、24時間いつでも駆け込める場所になっているかどうかということをお聞きします。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） そちらにつきましては、今後の検討事項の中で、調整・検討させて頂ければと思います。今現在ではそこまでは。

◎議長（伊田 雅彦君） 安藤多恵子議員。

◎議員（安藤 多恵子君） 24時間いつでも駆け込める所でなくては、困るといふことなのですから。

そういうことでは、プラザ棟の方もすでに費用が決定されているということでは、これからハードがどの程度、いじっていけるのかというのが疑問なのですが、運営のところはどういうふうにするか、考えていくかこれからということでもいいのですけれ

ども、ハードがもうコンプリートされてしまっていたら、運営のところでいじることが出来ないということがありますので、その辺のどの程度コンプリートされているのか。

これから、地元の方や市民の方のご意見伺いながら、その辺が検討していけるのかそのあたりはどの様になっているのでしょうか。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水 孝之君） プラザ棟の部分に関しましては、当然基本的な外観は出来ていますので、中の部分につきましては当然これから詳細設計・実施設計等を行なっていく中で、使いやすい形での協議というのはまだ可能かと思えます。

ですのでそういった部分を反映させながら、設計を考えていきたいと思っております。

◎議長（伊田 雅彦君） 安藤多恵子議員。

◎議員（安藤 多恵子君） 協議出来る余地が残されているということだと、どんな場面、またいつ頃そういった意見を聴取するとか、検討する機会を設けるとかは、どういうふうにお考えでいらっしゃるのかということと、もう一点、防災拠点として電気や熱、水を確保する施設であるということは、わかりましたけれども、一時避難者の事も書いてあるのですけれども、一時避難者に対する備蓄のようなものが、もちろんあるのですよね。確認しておきます。

◎議長（伊田 雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢 直仁君） 備蓄倉庫等をプラザ棟に現計画では、ございます。そこの部屋割りや大きさというものを今後本日承認して頂くと、三菱と協議していくというような形になっていくと思えます。以上でございます。

◎議員（安藤 多恵子君） 意見聴取の時期はどんなふうになりますか。

◎参事兼建設推進室長（小野沢 直仁君） 今日付けで承認頂くと内部には、こんなような部屋割りだということでプラザ棟はどういうふうに、三菱さん提案では料理教室とか音楽室とかそういう提案が出ていますけれど、それについてどのような部屋割りがそれともこういう方がいいとか、そういう協議は本日から始めようとは思っております。

◎議員（安藤 多恵子君） 市民の方のご意見の聴取の方は。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 今後私どもの施設でありますから、三菱にとって、三菱の提案があるわけですね。

それが現状の中で、皆さん方にある一定期間、基本設計の段階とか時期を見て、ちゃんと公表致します。それで意見を聞きます。地元は地元の提案をして、意見を聞いて修正をします。それはあくまでも三菱重工の建物ではありませんから、高座清掃施設組合の建物ですから、こうやると方向なればそこで今決めている基本の部分の設計、お金がありますから、それでこういうことをプラスした、またお金が掛かるという問題も出て来るでしょう。そういった部分でまた議会の皆さんと相談をしていきたいと思っております。

私ども先程から、DBOの関係で、全面委託でその後の20年間の基本的なお金が出ていますけれど、今後それに関してもストーカ炉というのは、職員がタッチ出来ますある程度。どこまでを職員でやるのか、今後職員体制をどうするのかこれまで関わってくるのです。ここを先程予算が出て来ないと言いましたけれど、この予算を決めたら全部決まるかと言ったらそうではなくて、今後どうやった運営をしていくかによって大分違って来るかと思えます。

だって現実に職員出来るわけですから。全くゼロにしてしまうか、出来ないと思えます。ゼロにするというのは、全面委託ですからそんなことは行政責任負えませんから、ある程度の職員は、管理者として見ないといけない。どこの部分が高座清掃施設組合の責任を果たせるそれによっても管理運営費は違って来る。

先程、電気の関係も出ました。今は向こうが提案された売電というかある程度キャパというのは、東電から電気を買わないといけないのですけれど、その部分でもどれ位余るのか、どの位の熱があるかによって大分違うのですね。ちょうど皆さんもご承知のとおり、となりに藤沢市の堆肥化センターがあります。堆肥化センターもやっと6月議会で解体の費用が出るそうございまして、その解体が出た時に、藤沢市は地権者と借りる約束をずっとしているのですね。

そこの部分では、今後どうやってそれを利用するかによって、高座に依頼があるかもしれない。建物何か作った時に、ところが農用地なのです、運動の広場には使えないのです。だから農業公園としてどうかとかそういった問題は出てくるのじゃないかと思えますけれど。あるいは、レンタルハウスを作るといった場合、熱の供給はうちでやれる問題でありますから、意外とここの部分では熱の利用はある程度幅広く、どれだけの能力があって、どれだけの形か確認していきたいと思っております。

先程から長崎の話が出ました。長崎が向こうにあるからまけたという話ではないと思えます。状況が皆さん方も各議会で、物価上昇の関係で契約変更多く出していると思えますけれど、うちも相当6月で出しました。三つの契約を。議会でも契約停止だと

いわれましたけれど、資機材が上がっているというのがひとつあります。

それから、やっぱりプラザ棟があるということです。

先程秦野の話が出ましたけれど、秦野行って見て下さい。見学する場所と焼却する場所しかないのですよ。

なんで温浴施設がないのという話を考えてみたら、秦野には近くに温浴施設が2つか3つくらいあるのですよ。だから作れないのですよね。

だからそういった部分で、プラザ棟があるという事と、物価上昇と資機材の値上げともうひとつは根本に賃金が違います。最低賃金を調べて頂ければ、わかります。調べて頂いたらわかると思いますけれど、最低賃金根本的に違う以上は、1. 何倍掛かるのです、はっきり申し上げて。同じ家を四国の松山に作ったのと、海老名に作ったタマホームという会社があった場合と全然違う、3割から4割違うそういった部分ありますので、どうか色々調べて頂いて、私ども今回の談合の問題出ましたけれど、色々な関係で頂きました、ご意見を。

それについては、しっかりと入札資格があったのか、これは親会社との関係がどうだったのか、弁護士全て調べた結果今日提案した契約書でございますので、法的に何の問題もない形でございます、その部分だけお話しさせて頂いて、答弁としていきたい。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） これにて、質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（上田博之議員、沖永明久議員、守谷浩一議員、松本正幸議員退室）

◎議長（伊田 雅彦君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田 雅彦君） 挙手全員であります。よって、議案第3号 工事請負契約

の締結について（新ごみ処理施設整備・運営事業 設計建設工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

（上田博之議員、沖永明久議員、守谷浩一議員、松本正幸議員入室）

次に日程第7 議案第4号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて を議題といたします。組合長の説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） それでは議案第4号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて をご説明申し上げます。

本案は議会選出監査委員でありました青柳慎委員が平成27年4月29日をもちまして任期満了となりましたので、後任の選出について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

後任と致しましては、綾瀬市選出の組合議員であります笠間昇議員を監査委員として選任したいものであります。

なお、笠間昇議員の略歴につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意いただくようお願い申し上げます。

◎議長（伊田 雅彦君） ありがとうございます。説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

質疑を終結したいと思いますですがこれにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎議長（伊田 雅彦君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎議長（伊田 雅彦君） ご異議なしと認めます。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり同意する賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田 雅彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

本日提案された議案については、全て終了致しましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には、大変ご苦労様でした。

（午前11時29分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成27年6月23日

高座清掃施設組合議会議長 伊 田 雅 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 池 田 徳 晴

高座清掃施設組合議会署名議員 松 本 正 幸